# (保健所設置市・特別区「以外」の市町村向け)

# 市町村行動計画作成の手引き

- 1. 本資料の位置づけ
- 市町村行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条)は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(政府行動計画)及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(政府ガイドライン)、更に各都道府県の都道府県行動計画等の考え方と整合性を持って作成されることが必要である。
- 政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、 様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。また、政府ガイドラインは、政府行動計画を踏まえ、 各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したものである。
- 市町村が市町村行動計画を変更する際に、記載が必要となる内容及び記載を検討することが望ましい内容について、政府行動計画及び政府ガイドラインから参考となる内容を抜粋したものである。
- 市町村が市町村行動計画を変更する際には、本資料のほか、都道府県の行動計画等の内容を参考にすることが必要である。

#### 2. 構成

- 全体の構成は政府行動計画と同一としている。
- 政府行動計画及び政府ガイドライン中、「<mark>地方公共団体」、「市町村</mark>」及び「消防機関」の用語で、当該用語が主体として記載されている項目を抜粋している。なお、「<mark>都道府県</mark>等」は、政府行動計画等において都道府県、保健所設置市及び特別区を指すものとして用いており(政府行動計画 p220)、本手引きでは、基本的に「<mark>保健所設置市等</mark>」(※保健所設置市及び特別区)に置き換えて記載している。

また、上記用語中、本文の「要請する。」の対象として記載されている項目(例:国は、市町村に対して…するよう要請する。)について、当該対象を主体として読み替えて記載している(例:市町村は、国からの要請を受けて…する。)。

- 記載の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを文末に付しており、「行○○」は政府行動計画上のページ数を、「G○○」は政府ガイドライン上のページ数を示している。また、政府ガイドラインを記載の根拠とした項目は赤字で記載している。
- 政府行動計画から抜粋している項目は記載が必要となる内容であり、政府ガイドラインから抜粋している項目は、 市町村行動計画に必ずしも記載する必要はないが、記載を検討することが望ましい内容である。

# 令和6年12月26日

# 目次

第	一部	Ī	市町	「村行動計画の構成(例)	2 -
第 2	2 部	1	新型	ピインフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	3 -
匀	有 1 :	章	実	E施体制	3 -
	第	1 :	節	準備期	3 -
	第	2 :	節	初動期	4 -
	第	3 :	節	対応期	5 -
角	62:	章	愇	「「報提供・共有、リスクコミュニケーション	7 -
	第	1 1	節	準備期	7 -
	第	2 :	節	初動期	9 -
	第	3 :	節	対応期 1	0 -
角	第3:	章	ま	₹ん延防止 1	1 -
	第	1 :	節	準備期1	1 -
	第	2 1	節	初動期 1	2 -
角	64:	章	ワ	<sup>1</sup> クチン1	3 -
	第	1 1	節	準備期1	3 -
	第	2 :	節	初動期 1	9 -
	第	3 :	節	対応期2	3 -
角	65:	章	保	そ健 2	7 -
	第	3 :	節	対応期2	7 -
角	66:	章	物	7資	8 -
	第	1 :	節	準備期2	8 -
匀	育フ:	章	住	E民の生活及び地域経済の安定の確保2	9 -
	第	1 :	節	準備期 2	9 -
	第	2 1	節	初動期3	1 -
	笋	31	訢	対応期 - 3	2 -

# 第1部 <mark>市町村</mark>行動計画の構成(例)

特措法(第8条)等に基づき最低限盛り込むべき内容を記した<mark>市町村</mark>新型インフルエンザ等行動計画の構成の一例を以下に示す。

目次	記載内容・留意事項等
	※ は、法律上、 <mark>市町村</mark> 行動計画に記載が求められる事項の抜粋
はじめに	目的・経緯等
I : 総論	
1. 新型インフルエンザ等対	・国、都道府県の基本方針を参考に基本的考え方・留意点等
策の基本方針	を記載する。
	法第8条第2項第一号・・対策の総合的な推進に関する事項
2. 対策の基本項目	・対策の骨子を整理。具体的には各論で記載する。
3. 対策推進のための役割分	・都道府県、関係機関との役割分担の他、「関係機関との協
担	力体制」を記載する。
	法第8条第2項第四号・・対策の実施に関する他の <mark>地方公共団体</mark> その他
	の関係機関との連携に関する事項
Ⅱ:各論	
1. 実施体制	・発生段階ごとの実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等 を通じた対応能力の向上について記載する。
	法第8条第2項第一号・・対策の総合的な推進に関する事項 法第8条第2項第三号・・対策を実施するための体制に関する事項
	743K 676K 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2. 情報提供・共有、リスク	・平時及び有時の情報収集方法・提供方法、リスクコミュニケーションを記載する。
コミュニケーション	法第8条第2項第二号イ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び
	住民への適切な方法による提供
3. まん延防止	・ <mark>市町村</mark> が実施するまん延防止措置を記載する。
	法第8条第2項第二号ロ・・新型インフルエンザ等のまん延の防止に関
	する措置
4. ワクチン	・ワクチン接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を 記載する。
- /D /7±	法第8条第2項第二号ロ・・住民に対する予防接種の実施
5. 保健	・地域保健対策に関する体制の整備や実施について記載する。
6. 物資	○物資及び資材の備蓄等(法第 10 条)
7. 住民の生活及び地域経済	法第8条第2項第二号ハ・・生活環境の保全その他の住民の生活及び地
の安定の確保	域経済の安定に関する措置

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制1

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市町村は、政府行動計画及び<mark>都道府県</mark>行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(行 56)

#### 1-2. 市町村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① <mark>市町村</mark>は、<mark>市町村</mark>行動計画を作成・変更する。<mark>市町村</mark>は、<mark>市町村</mark>行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>2</sup>。(行 57)
- ② <mark>市町村</mark>は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき 業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(行 57)
- ③ <mark>市町村</mark>は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。 (行 58)

# 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(行 58)
- ② 国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(行58)

<sup>1</sup> 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

<sup>2</sup> 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、<mark>市町村</mark>が国の新型インフルエンザ等対策推進会議 と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の 専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

# 第2節 初動期

- 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
  - ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>3</sup>や都道府県が都道府県対策本部を設置した場合において、<mark>市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(行62)</mark>
  - ② <mark>市町村</mark>は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員 体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(行62)

# 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市町村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>4</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>5</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。(行 63)

<sup>3</sup> 特措法第 15 条

<sup>4</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>5</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する<mark>市町村</mark>は、地方債を発行することが可能。

#### 第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。(行64)

# 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部 又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町 村の属する都道府県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行 を要請する。(行 66)
- ② <mark>市町村</mark>は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の<mark>市町村</mark>又は当該<mark>市町村</mark>の属する<mark>都道府</mark> 県に対して応援を求める<sup>7</sup>。(行 67)

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

市町村は、国からの財政支援<sup>8</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>9</sup>し、必要な対策を実施する。(行 67)

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに<mark>市町村</mark>対策本部を設置する<sup>10</sup>。市町村は、当該<mark>市町村</mark>の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>11</sup>。(行 69)

<sup>6</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>7</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>8</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>9</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する<mark>市町村</mark>は、地方債を発行することが可能。

<sup>10</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、<mark>市町村</mark>は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>11</sup> 特措法第36条第1項

- 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
- 3-3-1. 市町村対策本部の廃止

市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止する<sup>12</sup>。(行 70)

<sup>12</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>13</sup> 第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有 1-1-1. <mark>市町村</mark>における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市町村の果たす役割は大きい。市町村においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市町村による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。(G22)

1-1-2. 都道府県と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都道府県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市町村長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など都道府県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている14。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について都道府県と市町村の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる15。(G22)

<sup>13</sup> 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

<sup>14</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第16条等。

<sup>15</sup> 具体的な手順等については「感染状況等に係る<mark>都道府県と市町村</mark>の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」(令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)参照。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 <mark>市町村</mark>は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進 める。(行 87)

# 第2節 初動期

- 2-1. 情報提供・共有について
- 2-1-1. <mark>市町村</mark>における情報提供・共有について

市町村においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(G22)

- 2-1-2. <mark>都道府県と市町村</mark>の間における感染状況等の情報提供・共有について 市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細 かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を 実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して<mark>都道府県</mark> から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。 (G22)
- 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 市町村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(行89)

# 第3節 対応期

- 3-1. 情報提供・共有について
- 3-1-1. <mark>市町村</mark>における情報提供・共有について

市町村においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(G22)

- 3-1-2. <mark>都道府県と市町村</mark>の間における感染状況等の情報提供・共有について 市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細 かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を 実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して<mark>都道府県</mark> から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。 (G22)
- 3-2. 基本的方針
- 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施 <mark>市町村</mark>は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(行 92)

第3章 まん延防止16

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 市町村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける 等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(行 105)

<sup>16</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載 事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

# 第2節 初動期

- 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備
  - ① <mark>市町村</mark>は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を 行う。(行 107)

#### 第4章 ワクチン17

# 第1節 準備期

## 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市町村は、以下の表 1 を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(G7)

# 表 1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
口消毒用アルコール綿	ロマスク
ロトレイ	口使い捨て手袋(S・M・L)
口体温計	口使い捨て舌圧子
口医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
口手指消毒剤	□聴診器
口救急用品	ロペンライト
接種会場の救急体制を踏ま	【文房具類】
え、必要な物品を準備するこ	ロボールペン(赤・黒)
と。代表的な物品を以下に示	□日付印
す。	ロスタンプ台
・血圧計等	口はさみ
・静脈路確保用品	【会場設営物品】
・輸液セット	口机
・生理食塩水	口椅子
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミ	ロスクリーン
ン剤、抗けいれん剤、副腎皮質	□延長コード
ステロイド剤等の薬液	□冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	口耐冷手袋等

# 1-2. ワクチンの供給体制

市町村は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送 事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業 者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もある ことから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状

<sup>17</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。 (G8)

# 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

市町村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(行 121)

# 1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、<mark>市町村</mark>は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(行 121)

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する<mark>地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(G14)</mark>

# 1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現する ための準備を行う。(行 122)

- (ア) <mark>市町村</mark>は、国等の協力を得ながら、当該<mark>市町村</mark>の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>18</sup>。(行 122)
- a 市町村は、住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシ

<sup>18</sup> 予防接種法第6条第3項

ミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から 行う。(G19)

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及 び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、都道府県及び<mark>市町村</mark>間や、医師会等の関係団体への連絡体制 の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市町村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象 者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必 要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種 が困難な者が接種を受けられるよう、<mark>市町村</mark>又は都道府県の介護保険 部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種 体制を検討すること。(G19)

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	Α	
基礎疾患のあ る者	対象地域の人口の 7%	В	
妊婦	母子健康手帳届出 数	C	
幼児	人口統計(1-6 歳未満)	D	
乳児	人口統計(1 歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1 歳未満)×2	<b>E2</b>	乳児の両親として、対象 人口の2倍に相当
乳児保護者** 小学生・	人口統計(1 歳未満)×2	E2	
	人口統計(1歳未満)×2 人口統計(6歳-18歳未満)	E2 F	
小学生・			
小学生· 中学生·			

表2 接種対象者の試算方法の考え方

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者とし

#### て試算する。

- c 市町村は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市町村は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。(G20)
- d 市町村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。(G20)
- (イ) <mark>市町村</mark>は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の 医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する<mark>市町村</mark>以外の<mark>地方公共団体</mark> における接種を可能にするよう取組を進める。(行 122)
- (ウ) 市町村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(行 122)

# 1-4. 情報提供・共有 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy<sup>19</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役

<sup>19</sup> The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市町村は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。(G22)

#### 1-4-2. 市町村における対応

市町村は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、都道府県は、こうした市町村の取組を支援することとなる。(G22)

# 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

市町村衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市町村労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市町村衛生部局は、市町村教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市町村教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。(G23)

#### 1-5. DX の推進

- ① 市町村は、市町村が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(G24)
- ② 市町村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(G24)
- ③ 市町村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の

登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。(G24)

#### 第2節 初動期

- 2-1. 接種体制
- 2-1-1. 接種体制の構築

市町村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(行 129)

#### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市町村は、第4章第1節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(G29)

#### 2-2. 接種体制

#### 2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都道府県及び市町村は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市町村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(G30)

#### 2-2-2. 住民接種

- ① 市町村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(G31)
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(G31)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市町村介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生

部局と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(G31)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市町村は地域 医師会等の協力を得て、その確保を図る。(G32)
- ⑤ 市町村は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、都道府県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。(G32)
- ⑥ 市町村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(G33)
- 市町村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(G33)
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。(G33)

9 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショッ クやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための 救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナ リン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬 液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市区医師 会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能とな るよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤 な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あ らかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都道府県、 都道府県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域 の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等 を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な 連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、 原則として全て市町村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・ 備蓄することは困難であることから、郡市区医師会等から一定程度持参し てもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、 市町村が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関 と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換 を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以 下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必 要数等を検討すること。(G33)

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
口消毒用アルコール綿	ロマスク
ロトレイ	口使い捨て手袋(S・M・L)
口体温計	口使い捨て舌圧子
口医療廃棄物容器、針捨て容器	口膿盆
口手指消毒剤	□聴診器
口救急用品	ロペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必	【文房具類】
要な物品を準備すること。代表的	ロボールペン(赤・黒)
な物品を以下に示す。	口日付印
・血圧計等	ロスタンプ台
• 静脈路確保用品	口はさみ
・輸液セット	【会場設営物品】

・生理食塩水	□机
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミ	口椅子
ン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ス	ロスクリーン
テロイド剤等の薬液	□延長コード
	口冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	口耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。(G34)
- ① 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。(G35)

#### 第3節 対応期

# 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市町村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(G37)
- ② <mark>市町村</mark>は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各<mark>市町村</mark>に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(G37)
- ③ 市町村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都道府県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(G38)
- ④ <mark>市町村</mark>は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、<mark>都道府県</mark>を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。(G38)

#### 3-2. 接種体制

① **市町村**は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(行 131)

#### 3-2-1. 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要 があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市町村は、 国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の 実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、 本人の同意を得て特定接種を行う。(行 132)

#### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

① 市町村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において

整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(行 132)

- ② 市町村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(G42)
- ③ <mark>市町村</mark>は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(G42)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(G42)
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。(G42)
- ⑥ 市町村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(G42)

#### 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① <mark>市町村</mark>は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの 要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(行 132)
- ② 市町村が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(G43)
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。(G43)

# 3-2-2-4. 接種体制の拡充

市町村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(行 132)

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理

国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(行133)

# 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。(G50)
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施 主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種 時に住民票を登録していた<mark>市町村</mark>とする。(G50)
- ③ 市町村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(G50)

#### 3-4. 情報提供·共有

- ① 市町村は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(行 134)
- ② 市町村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、 各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(G45)
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市町村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(G45)

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

市町村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(G46)

## 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市町村は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(G47)
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に 実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。(G47)
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の 実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明 らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、 そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市町村は、次のような点に留意する。(G47)
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとと もに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかに ついて、分かりやすく伝えることが必要である。

- 第5章 保健
- 第3節 対応期
  - 3-1. 主な対応業務の実施
  - 3-1-1. 健康観察及び生活支援
    - ① 市町村は、都道府県が実施する健康観察に協力する。(行 186)
    - ② 市町村は、都道府県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都道府県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(行 187)

# 第6章 物資20

# 第1節 準備期

- 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等21
  - ① <mark>市町村</mark>は、<mark>市町村</mark>行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型 インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等すると ともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>22</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>23</sup>。(行 192)

② 消防機関は、国及び<mark>都道府県</mark>からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(行193)

<sup>20</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

<sup>21</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>22</sup> 特措法第 10条

<sup>23</sup> 特措法第 11 条

#### 第 7 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>24</sup>

#### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携 や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(行 200)

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(行 200)

# 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>25</sup>

① 市町村は、市町村行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>26</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる $^{27}$ 。(行 201)

② 市町村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを 勧奨する。(行 202)

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市町村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>28</sup>等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、<mark>都道府県</mark>と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(行 202)

#### 1-5. 火葬体制の構築

<sup>24</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

<sup>25</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>26</sup> 特措法第 10条

<sup>27</sup> 特措法第 11 条

<sup>28</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関する ガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」をご参照ください。

市町村は、都道府県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。(G3)

# 第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

市町村は、<mark>都道府県</mark>を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(行 204)

#### 第3節 対応期

- 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応
- 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(行 205)

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市町村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>29</sup>等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(行 205)

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>30</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(行 205)

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市町村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(行 206)
- ② 市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(行 207)
- ③ <mark>市町村</mark>は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、<mark>市町村</mark>行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。 (行 207)
- ④ <mark>市町村</mark>は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連 性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価

<sup>29</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関する ガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

<sup>30</sup> 特措法第 45 条第 2 項

格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号) その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>31</sup>。(行 207)

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① <mark>市町村</mark>は、<mark>都道府県</mark>を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(行 207)
- ② 市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(G4)
- ③ <mark>市町村</mark>は、<mark>都道府県</mark>の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣<mark>市町村</mark>に対して広域火葬の応援・協力を行う。(G5)
- ④ <mark>市町村</mark>は、<mark>都道府県</mark>を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(行 207)
- ⑤ あわせて市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(G6)
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、 市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずると ともに、 都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円 滑に火葬が行われるよう努める。(G6)
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(G6)
- 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
- 3-2-1. 事業者に対する支援

市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防

<sup>31</sup> 特措法第59条

止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の 生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的 に講ずる。(行 208)

# 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(行 208)

※水道事業等を一部事務組合等に移管している市町村については、当該一部事務組合等を主語とするなど、実態に合わせてご記載ください。